

様式2
第 号

県の回答（対応状況等）

令和7年2月19日

（ご意見標題） 校則の見直しについて

（担当課） 義務教育課

（ご意見要約）

県教育委員会では、県内中学校・高等学校に対し、どのように取り組みを指導しているか。

（回 答）

校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならぬこと等が文部科学省の通知等でも周知されております。

県教育委員会としましては、これまで各学校及び各市町村教育委員会に対して校則の見直しを依頼してきたところでありますが、本件については、再度、当該市町村教育委員会を通して当該学校に対し、丁寧に対応するよう求めてまいります。